

標題 : 香川県丸亀市職労組合員「小野坂香織」さんの公務外災害認定  
取り消し判決に対する打電行動について（要請中止）

発信番号 : 自治労発2024第1281号  
発信日付 : 2024年10月29日  
宛先（団体） :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

連日の活動に敬意を表します。

さて、自治労発2024第1246号でお知らせしましたが、本日、高松地方裁判所において原告敗訴の判決が言い渡されたため、緊急打電行動は中止させていただきます。この間、裁判を通じて、心療内科の専門医による意見書など多くの新証拠の提出や、2回に渡る嘆願書名の提出などを行い、公務外認定処分の取消を求めてきました。しかし、地方公務員災害補償基金香川県支部は新証拠に対し、通り一遍の反論をするだけで、新たな証拠や証人を示すことがないなか、判決は審査結果を追従するものであり、明らかに業務に起因し倒れた公務労働者を守る気が感じられない内容であり、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

今後、原告および弁護団は控訴する方向であることから、本部としては、引き続き香川県本部および丸亀市職労の取り組みを支援するとともに、1日も早く小野坂香織さんの容体が回復されることを切に願います。